

# 平成27年度は 固定資産税の評価替えを行います

平成27年度は3年ごとに行われる固定資産税の評価替えの年にあたります。本年度の固定資産税・都市計画税の評価の内容についてお知らせします。  
 問合せ 資産税課土地係・家屋係（内線2724・2727）／各総合支所税務課（荻蒲・内線134／栗橋・内線222／鷺宮・内線151）

## ◆固定資産税・都市計画税とは

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者が、その資産のある市町村に、資産価値に応じて納める税金で、税率は1・4%です。

都市計画税は、固定資産税の納税義務者のうち、毎年1月1日現在、市街化区域内の土地・家屋の所有者が納める税金で、税率は0・2%です。  
 固定資産税と都市計画税はあわせて納めることになります。

## ◆評価替えとは

土地と家屋に対する固定資産税の基本となる評価額を、「固定資産評価基準（総務省告示）」に基づき、3年ごとに見直す制度となっています。

これを「評価替え」といい、平成27年度はその基準年度です。基準年度である平成27年度の賦課期日（平成27年1月1日）現在において、課税客体となる土地および家屋について評価額の算定替え（評価替え）が行われます。平成28年度および29年度は、原則として新たな評価を行わず据え置きとなります。

ます。

なお、土地の価格については、平成28年度・平成29年度に土地の価格に下落が見られ、価格を据え置くことが適当でないときは、価格を修正します。また、償却資産は、取得価額を基礎として取得後の経過年数に応ずる価値の減少を考慮して評価しますので、毎年評価額が下がります（下限は取得価額の5%）。

## ◆土地・家屋の評価

### ○土地の評価方法

宅地等についての平成27年度評価額は、平成26年1月1日時点の地価公示価格等の7割を用途とし、地価が下落している地域は、平成26年7月1日までの期間の下落状況を反映させて決定します。

### ○家屋の評価方法

新築の家屋は、その家屋と同じものを、評価の時点においてその場所に新築するとした場合に必要とされる費用（再建築価格）を基準にして評価をします。

新築以外の家屋の評価替えは、建築



物価の変動を考慮した再建築価格に、建築後の経過年数によって生ずる減価率を乗じて評価額を求めます。しかし、その評価額が前年度の評価額を超える場合には、前年度の評価額に据え置き

## 平成27年度「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧「固定資産課税台帳」の閲覧のお知らせ

縦覧帳簿では、周辺の土地・家屋の価格等を、課税台帳では、所有する物

## 住宅用エネルギーシステム設置費用の一部を助成します

市では、太陽光発電システムや太陽熱利用システム、エネファーム等を今年度新たに設置する方に対し、設置費用の一部を助成します。

助成にあたっては、期限内の工事の完了・書類の提出等、制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。か、市ホームページをご覧ください。  
**補助対象機器** 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、エネファーム、

件の課税明細が確認できます。  
**縦覧・閲覧期間** 4月1日(水)～6月1日(月) 8時30分～17時15分(日曜日の12時～13時は除く)  
 ※土曜日・祝日を除く

**縦覧・閲覧場所** 資産税課窓口、各総合支所税務課窓口

※日曜開庁時の縦覧・閲覧は、市役所資産税課窓口のみとなります。

**縦覧帳簿を縦覧できる方** 固定資産税の納税者および納税者と同居の親族または納税管理人

**課税台帳を閲覧できる方** 固定資産の所有者および所有者と同居の親族または納税管理人、借地・借家人など（ただし、該当物件に限る）

※縦覧・閲覧できる方以外の方は委任状が必要です。

その他 縦覧・閲覧の際には、運転免許証等で本人確認を行います。また、借地・借家人の方は賃貸借契約書等の書類をお持ちください。

エコキュート、エコウイル、せんねん蓄熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ等）およびハイブリッド給湯器、定置型リチウムイオン蓄電池、H.E.M.Sス（家庭用エネルギー管理システム）

※申請額の合計が、予算額を超えた場合は抽選となります。

**申請期間** 4月13日(月)～12月25日(金)

**問合せ** 環境課環境企画係（内線2824）